

東部療育通信-2015年7月号-

入所と地域の障害児(者)の生活を支援するメールマガジン

発行 東京都立東部療育センター

<http://www.tobu-ryoiku.jp/>

七夕も過ぎ、梅雨明けが気になり始める今日この頃ですが、皆さまお元気でお過ごしでしょうか。今年度第1回目の配信となるメールマガジンをお送りします。

### <計画相談支援について>

最近、福祉サービスを利用する際に計画相談支援という言葉を目にした方もいらっしゃると思います。しばしば改正が行われる福祉制度ですが、この計画相談支援は障害者福祉において、近年キーワードになっているものです。今回は計画相談支援について、お話ししたいと思います。

まず、計画相談支援が求められるようになった背景についてです。ノーマライゼーションの理念に基づき障害者が普通に暮らせる地域づくりを目指し、障害者自立支援法が平成18年度に施行されました。これに伴い、地域に散在しているサービスや資源を有機的に結びつけ、支援チームとして障害者を支えることが必要となり、具体的支援を記述した計画を作成することの重要性が高まりました。その後、障害者自立支援法の見直しが行われた際にも、障害者相談支援の充実を図るべきとする意見がまとめられました。

こうした流れの中で、平成24年4月障害者自立支援法（平成25年4月より障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に改正）・児童福祉法の一部改正により、介護給付・訓練等給付・障害児通所支援を利用するすべての方に、「サービス等利用計画」を作成することになりました（障害児の入所サービスについては、児童相談所が専門的な判断を行うため、対象外となります）。

次に、「サービス等利用計画」についてお伝えします。Q&Aで説明したいと思います。

#### 1. サービス等利用計画とはどんな計画？

利用者本人の解決課題や適切なサービス利用を支援するために作成するものです。計画には、利用者本人の解決すべき課題、その支援方針、利用するサービス等が記載されます。

2. サービス等利用計画を作成する人は？

サービス等利用計画は、区市が指定する「指定特定相談支援事業所」または「特定障害児相談支援事業所」（以下、相談支援事業所）の相談支援専門員が作成します。また事業所に代わり、利用者本人、家族等が作成することもでき、セルフプランと呼ばれます。

3. 計画作成にかかる費用は？

利用者本人が負担する費用はありません。区市から相談支援事業所に対して、報酬が支払われます。セルフプランの場合は、作成者に対する報酬は支払われません。

4. 個別支援計画との違いは？

「サービス等利用計画」は、相談支援専門員が作成する総合的なプランです。一方、サービス提供事業所（居宅介護事業者等）が、サービスごとに作成する個別的なプランを「個別支援計画」と言います。サービス管理責任者が、サービス等利用計画における総合的な援助方針を踏まえ作成します。

5. 障害福祉サービス利用の流れは？

1) 申請

利用者が区市にサービス利用の申請を行います（「支給申請書」の提出）

2) サービス等利用計画案の提出依頼

区市から利用者に対し、サービス等利用計画案の提出を依頼します

3) 契約

利用者は計画を作成できる相談支援事業所と契約をします

4) 障害支援区分の認定

訪問調査、聞き取り等を区市が行います

5) サービス等利用計画案の作成

相談支援事業所に「サービス等利用計画案提出依頼書」または「障害児支援計画案提出依頼書」を提出し、サービス等利用計画案を作成してもらいます

6) サービス等利用計画案の提出

利用者または相談支援事業所より、「サービス等利用計画案」または「障害児支援計画案」を区市に提出します

7) 障害福祉サービス等の支給決定

サービス等利用計画案を基に支給決定がなされ、区市から利用者に「支給決定通知書」ならびに「受給者証」が送付されます。利用者はサービス提供事業所と契約をします

8) サービス等利用計画の提出

サービスの利用が開始となります。利用者は、相談支援事業所ならびにサ

ービス提供事業所と一緒にサービスについて確認し、サービス等利用計画を確定します。作成された計画を相談支援事業所から区市に提出します

9) モニタリング

支給決定後、一定期間ごとに相談支援事業所によって計画の見直しを行います

6. サービス等利用計画のメリットは？

1) 相談支援事業所から、適切なサービスの組み合わせの提案を受けることができます。2) 一つの計画を基に関係者が情報を共有できるため、一体的な支援を受けることが可能となります。3) 利用者本人の目標に基づく計画を相談支援専門員が作成することで、利用者本人のニーズにあった支給決定を受けることができます。

新しい手続きで分かりにくいところもあると思いますが、利用者本人のニーズにあった生活を送るために重要になってくる計画相談支援です。うまく活用していただければと思います。

参考文献：日本相談支援専門員協会 サービス等利用計画サポートブック 2012 サービス等利用計画の実態と今後のあり方に関する研究報告書

I | N | D | E | X | -----

1：施設概要のページへ

→ <http://www.tobu-ryoiku.jp/outline/index.html>

---

2：入所や短期入所をご希望の方

→ [http://www.tobu-ryoiku.jp/guide/nyusho\\_guide.html](http://www.tobu-ryoiku.jp/guide/nyusho_guide.html)

---

3：施設開放サービス

→ [http://www.tobu-ryoiku.jp/service/opening\\_service.html](http://www.tobu-ryoiku.jp/service/opening_service.html)

---

4：薬剤と検査の紹介

→ [http://www.tobu-ryoiku.jp/service/medicine\\_inspect.html](http://www.tobu-ryoiku.jp/service/medicine_inspect.html)

---

↑  
1：施設概要のページへ

---

●東京都立東部療育センターは、重症心身障害児（者）の医療と療育を総合的に行う施設です。

- 少子化が進行する中であっても、心身障害児（者）は減少しておらず、また、障害の程度は重度・重症化しています。更には、家族が高齢となったため家族介護が困難で施設入所を希望している方も増えています。
- 一方で、できる限り住みなれた地域で在宅の療育を望んでいる障害者や家族の方達は多く、その支援の充実を図ることが一層必要となっています。このような状況に対応するため、重症心身障害児（者）施設が整備されていなかった区東部地区に設置することにしました。

→ <http://www.tobu-ryoiku.jp/outline/index.html>

- 
- ◆ このメールは [msw\\_trc@mt.rc.jp](mailto:msw_trc@mt.rc.jp) のアドレスより配信しております。
  - ◆ 送信アドレスは配信専用です。お問合せやお手続きは下記よりお願いします。
- 

東部療育通信

発行：東京都立東部療育センター <http://www.tobu-ryoiku.jp/>

個人情報保護方針：<http://www.tobu-ryoiku.jp/privacypolicy.html>

問合せ先：<https://www.tobu-ryoiku.jp/inquiry.html>

〒136-0075 東京都江東区新砂 3-3-25

- 配信がご不要の方は、下記URLにアクセスして下さい  
<http://www.tobu-ryoiku.jp/info/mailmagazine.html>
- 

Copyright (C) 東部療育センター All Rights Reserved.